

1. 本業務の目的及び調査結果の概要

国内総生産(GDP)に占める公共調達(Procurement)の割合は世界平均で10~15%、開発途上国では最大30%になる可能性があると言われていている。持続可能な公共調達(Sustainable Public Procurement: SPP) / グリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)は、この公的機関による巨大な購買力を利用して環境への影響が少ない商品/サービスを優先的に選択することでグリーン市場を拡大しようとするものであり、社会における環境負荷を低減するだけでなく、経済にもプラスの影響をもたらすことができる。そして、この環境と経済の好循環は国内や地域にとどまらず、環境配慮型製品・サービスの国際展開を通じて、世界的な持続可能性の目標に向けた貢献につながることを期待される。

今や SPP/GPP は、持続可能な消費と生産(Sustainable Consumption and Production: SCP)に移行するための戦略ツールとして世界的に認知されるようになった。さらに、SCP への移行を加速するという当初の役割を超えて、各国で固有の社会課題の解決や、政策目標を達成するための有効な政策として世界中で取り組まれはじめている。既に SPP/GPP 制度を構築している先進国だけでなく、開発途上国においても新たに制度を立ち上げる動きが加速している。さらに、今後、世界が新型コロナウイルス感染症からの急速な回復局面を迎えるにあたり、SPP/GPP は、経済・社会・環境において責任ある回復を実現していくための重要なツールとしても注目されている。

また、2016年11月に発効したパリ協定に掲げられた「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標を達成するために、日本をはじめ、欧州連合や中国など世界各国が、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて大きく舵を切り始めている。この目標を達成するためには、エネルギー政策等の最大限の努力に加え、あらゆる手法を駆使して削減量を上乘せなければならない。そのなかで、SPP/GPP を通じた温室効果ガス削減につながる製品・サービスの市場拡大は重要な手法の一つである。我が国は、世界最高水準の省エネ技術をはじめ、優れた環境技術を用いた製品、サービスを持っており、これを海外に広めることにより、温室効果ガスの削減を始めとした世界全体での環境負荷低減が期待される。そして、国際市場における環境配慮型製品の流通が促進されることにより、世界が志を一つにして取り組んでいる温室効果ガス排出ゼロへの貢献が期待される。

また我が国においては、2001年より「環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」にもとづき GPP を実施してきたところであるが、特に、中小地方公共団体等の人員に余裕のない組織のグリーン購入実施率が国等の機関に比べて伸び悩んでいる状況であり、さらなる業務量の削減なども課題となっている。国内のグリーン化をさらに促進していくためには、海外の SPP/GPP における既存の環境ラベルの活用状況や国際的な動向を的確に調査・検証し、その結果を我が国の公共調達に反映していくことが有効である。例えば EU 公共調達指令では、入札における技術仕様の定義やその検証としてタイプ I 環境ラベルを使用することが認められており、GPP を効率的に実施しながら規模を拡大していく意図が読み取れる。

そこで本調査検討業務(以下「本業務」という。)では、日本の優れた環境技術及び GPP 制度等を海外へ広めるための支援活動や、日本及び海外の GPP 制度や環境ラベル制度・

基準の整合状況等についての現状調査・検証等を行った。

さらに、環境省の Web サイトで公開している、日本市場に流通する環境ラベルに関する情報をまとめた「環境ラベル等データベース」を継続的に運用するとともに、幅広いユーザーにとって親しみやすく使い易いものとなるよう、デザインや構成の再構築を行った。

1-1. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

(2. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援 参照)

1) ベトナム環境ラベル運用状況確認

本業務では、平成 29 年度からベトナムの GPP 及び同国のタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル(Vietnam Green Label: VGL)」を所管するベトナム天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE) に対して技術協力を行ってきており、令和 2 年度にはその集大成として VGL ホテル・レストラン基準の策定支援に取り組み、作成した基準案を MONRE に提出したところである。そして昨年度は、VGL ホテル・レストラン基準の策定動向等を確認するとともに、次年度以降の技術支援について協議するため、2020 年 10 月 12 日に MONRE とオンライン会議を開催した。協議の結果、MONRE が技術支援の要望案を作成して日本側に提出し、その要望案を踏まえて令和 3 年度に支援を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により MONRE 側の作業が停滞していた。そこで 2021 年 12 月 17 日に改めてオンライン会議を開催したところ、VGL ホテル・レストラン基準は、ベトナムの実情を踏まえた基準内容の調整が完了しておらず制定に至っていないことがわかった。また次年度以降の技術支援では、MONRE から交通・輸送手段に係る VGL 基準策定について強い関心が示され、改めて MONRE が次年度以降の技術協力の内容をまとめ、日本側に連絡することとなった。

2) インドネシアグリーン公共調達・環境ラベル運用状況確認

昨年度の本業務では、ASEAN 地域において最も人口が多く、安定的な経済成長率が見込まれるインドネシアを新規グリーン公共調達支援国として選定した。昨年度は、GPP に関する法体系や環境ラベルの動向等の基礎調査を行ったのち、同国に向けた技術支援の可能性を協議するため、2020 年 11 月 5 日に同国のタイプ I 環境ラベル(RAMAH LINGKUNGAN (ラマン・リンクカン))を運営するインドネシア環境林業省 (Ministry of Environment & Forestry: MOEF)、11 月 20 日に同国の公共調達を管理する国家調達庁 (National Public Procurement Agency: NPPA/LKPP) とオンライン会議を開催した。協議の結果、令和 3 年度から技術支援を実施することで合意し、インドネシア側(MOEF)から技術協力の内容を日本側に提案し、その提案をもとに実施内容を取りまとめていくこととなったが、新型コロナウイルス感染症や、MOEF の大幅な組織改編の影響を受け、本件に係るインドネシア側の活動が停止を余儀なくされた。そこで本年度は、改めて技術協力の方向性を協議するため、MOEF とのオンライン会議を 2022 年 1 月 28 日、3 月 8 日に開催した。MOEF からは新基準を策定するためのキャパシティビルディングや技術支援に強い希望が示され、改めて MOEF が次年度以降の技術協力の内容をまとめ、日本側に連絡することとなった。

3) 新規グリーン公共調達支援国の選定

本年度は、ASEAN に隣接し、これまでに技術支援を実施してきたベトナム、インドネシアよりも市場規模や日本からの輸出額が大きいスリランカに着目し、技術支援の可能性を探った。同国では、タイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」が 2021 年に開始されたばかりであるほか、スリランカ環境省とスリランカ財務省が主導で GPP 制度を構築するための議論が開始されている。本年度は、同国の環境ラベルや GPP に関する動向等の基礎調査を行ったのち、同国に向けた技術支援の可能性を協議するため、10 月 6 日に第一回日スリランカ会議を開催した。協議の結果、次年度以降に技術支援を開始することで合意し、続いて 11 月 9 日の第二回日スリランカ会議では、スリランカ側から基準策定支援やキャパシティビルディングを含む 5 つの Activity と、エコラベル・スリランカと日本エコマークとの相互認証を視野に入れた技術支援の内容が提案された。日本側はこの提案を踏まえて技術支援の内容をまとめ、次年度から技術支援を開始することとなった。

1-2. 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査

(3-1. 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査 参照)

GPP における調達品目の選定・確認を易化するにあたり、法律等に具体的な環境ラベル等を指し示すことは非関税障壁として WTO 政府調達協定の問題となる場合が考えられる。昨年度、日本の GPP における環境ラベルのさらなる活用の参考とするため、環境ラベルを使用した GPP を実施している 15 カ国を選定し、該当国の担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者及び調達担当者)に対し、各国の GPP における WTO 政府調達協定との関係整理を重点項目としたインタビュー(オンライン会議または電子メール)を実施した。また、日本国内の有識者 3 名に対し、既存の環境ラベルを活用した GPP を日本国内で実施する場合の WTO 政府調達協定との整合性や留意点などについて見解を伺った。そして調査の結果、インタビューを行った 15 カ国すべてにおいて、GPP において環境ラベルを指し示すことが、WTO 政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家はおらず、WTO 紛争に精通した日本国内の有識者からも、WTO 政府調達協定上の問題はないと考えられるとの見解が得られたところである。本年度は、同様のインタビューを昨年度に未実施の 10 カ国/3 名の国内有識者に対して行った。調査の結果、インタビューを行った 10 カ国すべてにおいて、GPP において環境ラベルを指し示すことが、WTO 政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家はいなかった。WTO 紛争に精通した日本国内の有識者からも、結論として、WTO 政府調達協定上の問題はないと考えられるとの見解が得られた。

本項で調査した、GPP への環境ラベル活用における各国の考え方を、次頁の表 1-1. に比較表としてまとめた。

表1-1. GPP への環境ラベル活用における各国の考え方(まとめ)

国	カナダ	ブラジル	オランダ	フィンランド
ヒアリング先	UL*	ブラジル技術規格協会 (ABNT)*	SMK(Miliekeur 財団)*	フィンランド競争・消費者機構(FCCA)
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟申請中	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO 協定(GATT) の考慮	<ul style="list-style-type: none"> WTO GPA は当然に準拠 WTO GPA の国内法への反映は確認できず。契約方針 通知 (Contracting Policy Notice:2014-2) にて GPA 発効を関係行政機関に通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共調達法及び管理契約法」に基づき、GPP で指定できるのは政府発行の規格(国内規格 NBR)のみ 同上の理由から環境ラベルの直接参照は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 「調達法 2012」(2016 年改正)に EU 公共調達指令のラベル条項を反映 	<ul style="list-style-type: none"> EU 加盟国であるため、国際法や国際合意への整合を図るのは EC 法規の制定等にあたり国際合意等との整合を確認する機関が存在
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等は具体的な環境ラベルに言及せず 	<ul style="list-style-type: none"> ABNT(タイプ I)他 	<ul style="list-style-type: none"> EU エコラベル (タイプ I)、EKO ラベル(オランダのオーガニック認証)他 	<ul style="list-style-type: none"> ノルディックスワン、EU エコラベル(共にタイプ I)
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> 調達の参考情報(調達担当者の裁量) 	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の証明として活用(調達担当者の裁量) 	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の証明として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 調達の説明において、要件を満たす環境ラベルを活用
参照する環境ラベルの選定理由	無回答	<ul style="list-style-type: none"> 調達担当者の裁量 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の製品グループにおいて、入札者が基準適合の証明に活用できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等はなく、ラベル要件を満たすものを調達者が独自に情報収集
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルはあくまで情報提供の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルを直接指定したり、入札書類に記載することは不可 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルを直接指定せず、環境ラベルの基準を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルの直接指定、要求事項の適合を示す証明、いずれも可
国外の環境ラベル参照	無回答	<ul style="list-style-type: none"> EPEAT、TCO Certified、FSC 等の参照事例あり 	<ul style="list-style-type: none"> ラベル条項を満たすものであれば参照可 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たす環境ラベルは受け入れる必要がある

国	ウクライナ	ロシア	インド	ニュージーランド
ヒアリング先	Living Planet*	Ecological Union*	インド工業連盟(CII)*	The New Zealand Ecolabelling Trust *
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(加入申請・交渉国)	加盟(オブザーバ国)	加盟(受諾)
WTO 協定(GATT) の考慮	<ul style="list-style-type: none"> WTO GPA を国内法に反映 EU との連合協定により EU 公共調達指令の国内法への反映が義務 	<ul style="list-style-type: none"> 公共調達法(連邦法第 44-FZ)に「または同等の」を付すことで商標の参照が可能と記載 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省の調達マニュアルにおいて「特定の商標等の要件を示さない」旨の記載あり 	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達ルールに「または同等の」を付さない限り「特定の商標等を参照してはならない」旨の記載あり
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul style="list-style-type: none"> Green Crane、EU エコラベル、ノルディックスワン、ブルーエンジェル(全てタイプ I)、FSC、Oeko-Tex 他 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルの活用は推奨されていない 	<ul style="list-style-type: none"> GreenPro (タイプ I) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境チョイス NZ、グリーンシール(アメリカ)(共にタイプ I)、フェアトレード、FSC 他
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> 技術仕様における環境特性への要件の適用として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の適合確認として参照することは可能 	<ul style="list-style-type: none"> 調達時の基準(要件)として示すことは可能 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性基準の要件をラベルを使用して通知
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ISO14024(タイプ I)と国際認証の活用を推奨 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> インド政府所管のエコマークよりも、認知度が高いタイプ I の GreenPro を推奨 環境ラベル活用のガイドラインや規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインで環境チョイス NZ、FSC 等の活用を推奨(選定理由は不明)
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 一例として、基準要件の適合確認としてタイプ I 環境ラベルの認定証、登録リストを要求 	<ul style="list-style-type: none"> 適合確認の一つの手法として要求(認定証の提出等) 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の基準(要件)として示すことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入札仕様書に記載された事例はほとんどない
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> タイプ I ラベルを参照 	<ul style="list-style-type: none"> 活用の可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> 活用可能。UL Green Guard(家具等の化学物質放散が対象)の活用事例あり 	<ul style="list-style-type: none"> 活用の可能性はある

国	スペイン	スイス
ヒアリング先	ECPAR	スイス連邦環境局(FOEN)
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO 協定(GATT)の考慮	<ul style="list-style-type: none"> EU 公共調達指令をそのまま国内法に反映 EU 加盟国国内法の上位に位置付けられる EU 指令の整合性は EC が確認すべき 	<ul style="list-style-type: none"> WTO GPA に合わせてスイス公共調達法を改定 「持続可能な調達に関する提言」に EU 公共調達指令のラベル条項を参考にした項目あり
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul style="list-style-type: none"> EU エコラベル、TCO、ブルーエンジェル、ノルディックスワン(全てタイプ I) 他 	<ul style="list-style-type: none"> 直接的には推奨していない
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の証明として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 要求仕様の適合確認に活用
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 調達時の要求事項に合わせ、市場に存在する環境ラベルを活用 環境ラベル活用のガイドラインや規定は一部の州のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 品目に依る データベースではスイスや欧州で使われている環境ラベルを掲載
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 環境ラベルを調達仕様書に直接指定する場合あり(または同等、を付記) 	<ul style="list-style-type: none"> 基準を指し示すことを推奨するが、環境ラベルの指定も可能
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> 環境仕様を満たせば可。UL アメリカ Green Seal の活用事例あり 	<ul style="list-style-type: none"> GPA の観点から受け入れる必要

*タイプ I 環境ラベル機関

1-3. 海外における環境ラベル基準の改定動向調査

(3-2. 海外における環境ラベル基準の改定動向調査 参照)

本年度は、直近で改定が行われた韓国環境ラベル「複写機」基準とドイツ・ブルーエンジェル「印刷機能付きオフィス機器(プリンタ及び複合機)」基準について報告する。

韓国環境ラベルについては、韓国の GPP 法で環境ラベル製品の調達が記載されており、日系事業者の関心が高い。日本エコマークとは 2012 年に複合機の相互認証を開始し、日本から相互認証を活用して韓国環境ラベルを取得した実績が 2022 年 1 月末時点で 731 件に上る。韓国環境ラベルの「複写機」基準はブルーエンジェル基準を参考に作られており、2021 年 8 月 24 日付で機器の騒音に係る項目が部分的に改定された。今回の改定では、韓国に特有の音圧レベルの基準が削除され、音響パワーレベルについては、ブルーエンジェル基準 DE-UZ205(現行 DE-UZ219 の 1 世代前)に変更となった。日本エコマーク「画像機器」の騒音基準は DE-UZ219 を採用しているが、試験方法は基本的に DE-UZ205 と同じであり、その基準値も DE-UZ205 より数%高く設定されているため、エコマーク認定を受けた複写機であれば、EL141 の騒音基準を必ず満たす関係になる。



ドイツ・ブルーエンジェルについては、ドイツ国内のタイプ I 環境ラベルでありながらも、欧州全域に強い影響力を及ぼしている。その中で「印刷機能付きオフィス機器(プリンタ及び複合機)」基準は、日本を含め各国の環境ラベル機関が基準に引用している。日本エコマークとは 2015 年に画像機器の相互認証を開始し、日本から相互認証を活用してブルーエンジェルを取得した実績が 2022 年 1 月末時点で 3 機種、ドイツから相互認証を活用してエコマークを取得した実績が 1 機種ある。2021 年 1 月に新たに制定された DE-UZ219「印刷機能付きオフィス機器(プリンタ及び複合機)」では、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック使用基準の導入、有害化学物質の制限、微粒子・超微粒子の放散基準、省エネ、騒音などの主要な基準項目が強化され、日本のエコマーク基準よりも厳しいものとなった。また、複合機基準では初めて、社会的側面の基準が設定され、日本エコマークや他の海外環境ラベル機関では対応できない基準も含まれている。



1-4. 環境ラベルの相互認証に係る調査

(3-3. 環境ラベル相互認証に係る調査 参照)

1) 日中韓相互認証に係る調査

日中韓 3 カ国は、日中韓環境大臣会合の下に設置された日中韓環境産業円卓会議のもと、2005 年から毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催し、その成果として、2012 年から日中韓 3 カ国の相互認証が開始されている。日韓間においては、相互認証の仕組みを利用した日本から韓国・環境ラベルの取得件数が 731 件(2022 年 1 月 31 日時点)を超えるなど、着実に活用実績が増加している。2019 年度には、日本から中国・環境ラベル




を取得した実績も1件誕生した。

本年度は、2021年9月の日中韓環境ラベル実務者会議(オンライン開催)において共通基準項目が合意された「壁及び天井等の仕上げ材」について、同11月に共通基準の合意書資料編3-3-1を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「壁紙」については、2022年度に開催される実務者会議(日本：予定)で協議する予定となっている。

2) その他の海外環境ラベルとの相互認証に関する調査

日本のエコマークが相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)を締結している海外のタイプI環境ラベル機関は、2022年3月時点で10機関である(表1-2)。

表1-2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク			
国・地域	北欧5カ国	韓国	中国
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技術院 (KEITI)	中環連合(北京)認証センタ ー有限公司(CEC)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD機器、テレビ、プ ロジェクタ、塗料、文具、織 維製品、シュレッダー、家具、 印刷インキ、壁や天井等の仕 上げ材	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD機器、テレビ、プロ ジェクタ、塗料、文具、織維製 品、スキャナ、シュレッダー、 デジタル印刷機、家具、印刷イ ンキ、壁や天井等の仕上げ材
開始時期	2002年	2010年	2012年
活用実績	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	ニュージーラ ンド	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	ニュージーラ ンド・環境チョ イス	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	ニュージーラン ド エコラベリ ング トラスト (NZET)	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建 設・原子力安全省 (BMUB)、連邦環境庁 (UBA)、品質保証・表示 協会(RAL gGmbH)、環境 ラベル審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	複写機、プリン タ、プロジェクタ	複写機、プリンタ	—
開始時期	2004年	2014年	2015年	—
活用実績	あり	あり	あり	なし

ロゴマーク			
国・地域	カナダ(北米)	香港	シンガポール
ラベル名	エコロゴ	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	UL Environment, Inc.	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環 境協議会(SEC)
対象商品カ テゴリ	—	—	—
基本協定締 結時期	2014年	2015年	2015年
開始時期	—	—	—
活用実績	なし	なし	なし

本年度はこのうち、カナダ・エコロゴ、香港・グリーンラベル及びシンガポール・グリーンラベルの3機関について、各制度の最新動向ならびに、相互認証の拡大に向けた協議の状況を報告する。

「カナダ・エコロゴ」については、2022年1月末時点で40の商品カテゴリがあり、そのうち38の商品カテゴリで5,998商品の認定実績がある。エコロゴの新しい動きとしては、2017年にEPEAT(Electronic Products Environmental Assessment Tool)とUL110「携帯電話」にて共同認証を開始したことが挙げられる。(公財)日本環境協会は、2014年度からエコロゴを運営するULと相互認証協議を進め、同年9月に相互認証基本協定及び附属書(認証手順及び運用規則)を締結している。続く2016年8月(日本・東京)の協議では、画像機器分野における共通基準項目の設定を目指して議論が続けられたが、両制度の基準のレベル差が大きいというUL基準の見直し予定もないこと等により、協議は事実上停止している。

「香港・グリーンラベル」については、62の商品カテゴリにおいて、106商品(22社)が認定を受けており、塗料等の建材関連では日系事業者も認定を取得している(2022年1月時点)。(公財)日本環境協会は、2015年10月に香港・グリーンラベルとの間で相互認証基本協定及び附属書を締結している。当初、画像機器分野における共通基準項目の設定を目指していたが、両制度の基準の共通部分が少なく、日系の複写機・プリンタ事業者の活用ニーズもないこと等により、現時点において協議は事実上停止している。

「シンガポール・グリーンラベル」については、51の商品カテゴリにおいて、約3,550商品(約800社)が認定を受けている(2021年2月時点)。現在、新たに業務用洗濯機、業務用食器洗浄機・高圧洗浄機の基準を策定中であり、塗料と表面コーティング剤の基準を見直し作業中である。(公財)日本環境協会は、2015年10月にシンガポール・グリーンラベルとの間で相互認証基本協定及び附属書を締結し、共通基準を設定する対象カテゴリを複写機、プリンタとすることで合意していたが、その後の協議は事実上停止していた。令和3年度より協議が再開されたため、次項でその詳細について報告する。

1-5. 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

(3-4. 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討 参照)

本年度は、日本エコマークと相互認証協定を締結後、6年越しで協議が再開されたシンガポールのタイプ I 環境ラベル「シンガポール・グリーンラベル」との相互認証協定の締結に向けた協議状況を報告する。

上述のとおり、2015年10月に同ラベルとの間で相互認証基本協定及び附属書を締結して以降、協議は事実上停止していたが、シンガポール側の現担当者が相互認証協議の再開に前向きであったこと等により、2021年8月に協議再開に至った。その際、同ラベルの運営機関であるシンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) からは、エコマーク事務局から相互認証の対象品目を複数提案してもらい、それをもとに議論を進めたいとの要望があったため、日本側からは協議終了後に、複写機やプリンタなどの画像機器、カーペット、プロジェクタを対象品目の候補として提案したところである。



1-6. 国際会議等における情報収集

(3-5. 国際会議等における情報収集 参照)

我が国の強みである環境対策技術・製品の海外への普及を進めるにあたり、インターネットや文献調査では得られない公共調達政策に関する最新動向を的確に把握していく必要がある。

本調査では例年、GPP または環境ラベルをテーマとした国際会議等に参加して報告を行ってきたが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、情報収集に適した国際会議は軒並みオンライン開催となった。そこで本年度は、韓国のタイプ I 環境ラベルの運営機関である韓国環境産業技術院 (Korean Environmental Industry & Technology Institute: KEITI) が資金を拠出し、UNEP が事務局として運営する Asia Pacific Green Public Procurement Network のウェビナーが 2021 年 5 月から 11 月にかけて全 5 回で開催されたため、全ての回に参加して情報収集を行った。各回のウェビナーでは、フィリピン政府調達ポリシーボード (GPPB) ならびに中国の中環連合 (北京) 環境認証センター有限公司 (CEC) (第一回)、KEITI (第二回)、UNEP (第三回及び第五回)、カンボジア持続可能な開発協議会ならびにスリランカ環境省 (第四回) らが登壇し、各国の GPP の現状やインフラや照明に関する事例などが共有された。

タイプ I 環境ラベルの運営団体で構成される国際ネットワーク「世界エコラベリング・ネットワーク (GEN)」の動きについては、新型コロナウイルスの影響により 2 年連続で対面での会議開催が見合わせとなり、2021 年 10 月 26 日 (火) ~ 27 日 (水) にオンライン会議での開催となった。GEN には現在、36 団体・機関が加盟しており、そのうち 28 の GEN 会員団体・機関、及び UNEP などの他機関から 60 名が AGM に参加した。GEN の直近 1 年間の活動報告をはじめ、内部監査システム GENICES の授与式、予算や新メンバーの承認

といった定例事項が協議された。本年度の GEN への加盟申請は 1 機関であり、スペインのカタルーニャ州気候行動・食糧・農村省が準会員として承認された。また、オランダの MILIEUKEUR と On the Way To PlanetProof を運営する SMK、エコラベル・スリランカの National Cleaner Production Centre Sri Lanka(NCPC スリランカ)、北米で EPEAT を運営する Global Electronics Council (GEC)が、GEN の内部監査システム GENICES を完了し、正会員に昇格した。さらに、GEN 役員の選定も行われ、インド・Confederation of Indian Industry (インド工業連盟)の KS Venkatagiri、ロシア・Ecological Union (エコロジカルユニオン)の Yulia Gracheva、ブラジル・ABNT の Vinicius Ribeiro の現職 3 名が再任された。

また、AGM では例年、1 週間の会期中にワークショップが併設されることが多いが、世界各地から参加する時差も考慮し、10 月から 11 月にかけて各回 2～3 時間、合計 3 回の AGM ワークショップがオンライン会議で開催されたので、その内容も報告する。

1-7. 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

(4. 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援 参照)

日本の環境配慮型製品を国際市場に浸透させていくための方策のひとつとして、各国のグリーン公共調達制度への対応や環境ラベル制度の活用が考えられる。これらの制度や基準は国ごとに異なる場合が多く、過去に実施された国内事業者へのニーズ調査においても各国の情報が収集しにくいという声や基準の調和を求める声がある。本年度も引き続き、製品、サービスの海外展開に関心がある国内の企業、及びステークホルダーに対する情報支援を目的として、海外及び国内から GPP 政策や環境ラベル機関の専門家を招聘し、国際セミナーを開催した。特に本年度は、「サーキュラー・エコノミー・アクションプラン(CE AP2.0)」等の環境政策を背景とした「GPP/環境ラベルとプラスチック資源循環」をサブテーマとし、欧州域内での GPP・環境ラベル基準に与える影響について最新動向が得られるよう、講演テーマを設定した。

なお本セミナーは例年、海外専門家を海外から招聘し、約 200 名規模の会場に聴講者が来場する対面イベントとして開催してきたが、昨年度に引き続き、本年度も新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を鑑み、2 日間に亘ってオンラインセミナーとして開催した。各回のセミナーの講演終了後には、専門家とオンライン参加者による意見交換会も行われた。

◆オンライン国際セミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

日 時	① 2021 年 11 月 25 日(木) 15:30-17:30 ② 2021 年 12 月 2 日(木) 15:30-17:30
会 場	オンライン開催((公財)日本環境協会 会議室より配信)
主 催	環境省(運営:(公財)日本環境協会)
言 語	日英同時通訳
参加者	① 事前登録者数 198 名、当日参加者数 164 名

	② 事前登録者数 200 名、当日参加者数 136 名 (2 日間の事前登録者数の合計 398 名)
講演者	① 東京大学大学院、ドイツ連邦環境庁(UBA) ② 欧州委員会ジョイントリサーチセンター(JRC)、TCO Development

1-8. 環境ラベル等データベースの管理・運営

(5. 環境ラベル等データベースの管理・運営 参照)

本年度は、「環境ラベル等データベース」の Web サイトについて、昨年度に実施した環境ラベルに対する理解が進むコンテンツの作成や、データベース利用者が活用しやすいページの構成を見直すなどの改修をさらに進め、昨年度に未着手であった第二階層以下のコンテンツ作成及び改修、掲載申請様式や FAQ の見直し等を行った。

同データベースの管理・運営については、問い合わせ用の窓口として電話番号及び電子メールアドレスを(公財)日本環境協会内に設置し、令和3年7月29日～令和4年3月31日の間、平日(年末年始を除く)の午前9時30分から午後5時30分まで問合せ受付を行った。本年度の問合せ件数は33件であった。

また、データベースへの掲載希望及び既存掲載データの変更の相談に対応し、本年度は8団体(8件)について掲載要件に照らして掲載/変更を行ったほか、リンク切れ等の時点修正についても適宜、実施した。